

自転車の安全運転



自転車の交通ルール守っていますか

自転車も乗れば車の仲間です。自転車利用中に交通事故にあわないように「自転車安全利用五則」を活用し、ルールやマナーを守って利用しましょう。

◆◇◆◇◆自転車安全利用五則◆◇◆◇◆



- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

自転車は車道の左側を通行しましょう。自転車の通行が認められている歩道を通行する場合は、歩行者が優先です。歩行者の通行を妨害しないよう、注意を払い徐行しましょう。

④安全ルールを守る

二人乗り・並進・傘さし運転の禁止、
信号や一時停止標識の遵守、交差点での安全確認など



⑤子共はヘルメットを着用

中学生も、自転車を利用する場合は、ヘルメットを積極的に着用しましょう。

◆◇◆◇◆自転車も加害者に◆◇◆◇◆

中学生であっても、自転車で走行中に歩行者等と衝突し、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償が発生します。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任も問われます。

交通ルールとマナーを守って安全に

あわら警察署

